

令和3年度
第797回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 797 回 三島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 1 月 1 1 日 (火) 午後 3 時～午後 5 時
2. 開催場所 三島市総合防災センター 1 階 防災研修室
3. 出席委員 農業委員 : 13 名
農地利用最適化推進委員 : 11 名
- 会長 1 番 廣瀬 和正
- 農業委員
- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 2 番 | 高橋 徹司 | 3 番 | 細井 憲子 | | |
| 5 番 | 梶 公彦 | 6 番 | 佐藤 操 | 7 番 | 瀬川 稔 |
| 8 番 | 高橋 博幸 | 9 番 | 望月 正己 | 10 番 | 山田 隆志 |
| 11 番 | 山本 一喜 | 12 番 | 三浦 正康 | 13 番 | 神山 衛憲 |
| 14 番 | 市川 保 | | | | |
- 農地利用最適化推進委員
- | | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|-------|
| 15 番 | 三枝 登志夫 | 16 番 | 遠藤 康之 | 17 番 | 栗原 一雄 |
| 18 番 | 佐藤 廣美 | 19 番 | 鈴木 和彦 | 20 番 | 細井 信 |
| 21 番 | 渡邊 毅 | 22 番 | 今井 洋平 | 23 番 | 新井 寿 |
| 24 番 | 伊東 忠彦 | 25 番 | 久保田 信幸 | | |
4. 欠席委員
- 農業委員 4 番 山田 貴臣
5. 議事日程
- 第 1 号議案 農地法第 1 8 条による解約通知について
- 第 2 号議案 農地法第 3 条許可について
- 第 3 号議案 農地法第 5 条許可について
- 第 4 号議案 農地法第 5 条届出について
- 第 5 号議案 農地中間管理事業による農地利用集積兼配分計画の報告について
- 第 6 号議案 非農地判断について
- 第 7 号議案 農地パトロール結果の総括について
- 第 8 号議案 その他

6. 農業委員会事務局職員

三島市農業委員会事務局長 渡辺 博信、主査 森田 将之、主事 八木 啓志

7. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより三島市農業委員会総会を開始したいと思います。それでは、はじめに会長のご挨拶をいただきたいと思います。

(会長挨拶)

【事務局長】ありがとうございました。それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則第六条第一項により、総会の開会は、会長が宣告することとなっております。会長、よろしくお祈いします。

【会長】これより、第797回 三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】次に、委員の出欠の報告に移ります。『農業委員会等に関する法律』第二十一条第三項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。本日の出席者は、農業委員が、13名、欠席委員は、1名です。農地利用最適化推進委員が、11名、欠席委員はありません。

【会長】只今事務局より、出欠の報告がありました。本日の出席委員は農業委員14名中13名の出席であり、定数の過半数に達しているため、本会議は成立いたしました。それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に、12番 三浦 正康 委員、11番 神山 衛憲 委員を指名いたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第18条による解約通知について、事務局より報告願います。

(第1号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第2号議案、農地法第3条許可について、ですが、第3号議案、農地法第5条許可、案件1番と関連しているため、市川 保 委員より併せて説明願います。

(第2号議案・案件1番、第3号議案・案件1番、市川保委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】まず、第2号議案、農地法第3条許可・案件1番についてから、説明します。

本申請は、平成31年1月に許可をした区分地上権の設定を目的とした再申請となります。本申請の区分地上権とは、他人の土地の地下や空中を使用する権利であり、下部農地の空中に区分地上権を設定します。区分地上権の設定を目的とした申請は、農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、また、権利を有する者の同意を得ていると認められる場合においては、許可することができるとされております。営農条件ですが、令和3年2月に「下部農地における農作物の状況報告」を受けており、知見を有する者から、栽培等を行い問題がない旨の報告

を受けており、生産状況等から、下部農地の営農に問題がないことを確認しました。続いて、第3号議、農地法第5条許可・案件1番について、説明します。本申請は、太陽光パネルの支柱部分について農地の権利移動をともなう転用となるため、農地法第5条の申請となります。こちら、平成31年1月に三年間の一時転用許可をしたものが、期間満了となったものの再申請になります。営農型太陽光発電は、農林水産省の通知により、次の条件を満たす場合において、すべての農地区分で一時転用の許可が可能とされていますので、当初の申請の際、条件を審査しました。具体的な条件ですが、①適正な一時転用期間であること、これは認定農業者が下部農地を利用する場合や第2種、3種農地では、10年の一時転用が認められています。本申請は、第1種農地であるため、転用期間は、3年間となっております。②設備が簡易で容易に撤去できる構造であり、申請に係る面積が必要最小限であること。こちらは、太陽光パネルの支柱部分のみの転用となっております。③下部農地において生産された農作物の品質が確保され、同年の地域の平均的な単収と比較し、おおむね2割未満の減少以内であること。とありますので、年度末に「下部農地における農作物の状況報告」確認しています。④農作物の生育に適した日照量が確保され、支柱の高さがおおむね2メートル以内であること。とありますので、支柱の高さが2m程度であること、太陽光パネルの間に日照を確保するための隙間があることを確認しています。その他、⑤周辺農地の効率的な利用、農業用排水路の機能、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。⑥設備全般を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。などを、審査し許可をしました。また、一時転用許可の期間満了後の再許可の場合は、農林水産省からの通知より、下部農地の営農状況を十分勘案し、下部農地における単収の減少が見られない場合、再許可が認められています。令和3年2月の下部農地の報告書を確認すると、単収の減少や周辺農地に影響は見られないため、再許可をすることができると判断しました。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件2番について、望月 正己 委員、説明願います。

(第3号議案・案件2番、望月正己委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件2番について、事務局より説明します。本申請人は、静岡市に本社を置く建設業、太陽光発電事業を営む株式会社になります。当該申請は、申請地を太陽光発電施設として利用する計画です。申請地の農地区分は、農地法施行規則第44条より、「街区の面積に占める宅地の面積が40%を超えている」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る、土地整地費、設備工事費等は、自己資金で賄います。残高証明書を以て確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、令和4年2月からの5ヶ月程度の工事期間により、遅滞なく転用する見込みがあります。申請に係る事業の施行に関し、都市計画法第29条許可が必要となりますが、すでに事前審査は完了しており、許可が下りる見込みがあることを

確認しました。また、排水に関しては、南側に調整池を設置します。本事業において、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われませんが、被害が生じた場合、申請人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件3番について、望月 正己 委員、説明願います。

(第3号議案・案件3番、望月正己委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件2番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市長伏に住所を置き、個人で建設業を営む者です。該申請は、申請地を普通車2台、トラック2台、砂利、単管パイプ等の資材置場として利用する計画です。申請地の農地区分は、農地法施行規則第43条より、「農地からおおむね300m以内に自動車専用道路である伊豆縦貫道の大場インターチェンジがある」ことから、第3種農地になります。資力信用についてですが、本申請に係る、造成費用は、自己資金で賄います。残高証明書で確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、遅滞なく、転用する見込みがあります。本事業において、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われませんが、被害が生じた場合、申請人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可といたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条許可、案件4番について、山本 一喜 委員、説明願います。

(第3号議案・案件4番、山本一喜委員説明)

【会長】説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】議案第3号、農地法第5条許可・案件4番について、事務局より説明します。本申請人は、三島市新谷に住所を置く、農産物生産加工販売を営む合同会社です。当該申請は、申請地を農業用倉庫、及び普通車2台、トラック5台、農業用機械置場として利用する計画です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則許可できないとされて

いますが、本申請は農用地利用計画において指定された、農業用施設用地に供するための転用であるため、例外的に許可の対象となります。資力信用についてですが、本申請に係る、造成費用、建築工事費等は、融資で賄います。融資証明願で確認致しました。また、申請地には、抵当権や仮登記など、農地転用の妨げとなる権利の設定はされておらず、遅滞なく、転用する見込みがあります。本事業において、周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれはないと思われませんが、被害が生じた場合、申請人が責任を以て防除措置を採ることも確認しております。以上のことから、許可相当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条届出について、事務局より説明願います。

(第4号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第5号議案、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

(第5号議案、事務局報告)

【会長】説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第6号議案、非農地判断について、事務局より報告させます。

(第6号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第7号議案、農地パトロール結果の総括について、事務局より報告させます。

(第7号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。続きまして、第8号議案、その他について、事務局より報告させます。

(第8号議案、事務局報告)

【会長】報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。
以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて、第797回 三島市農業委員会総会 を閉会いたします。